

一般廃棄物処理施設整備検討会議設置要綱

(目的)

第 1 条 十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）が一般廃棄物処理施設の新設や改修、維持管理などを進めるため、一般廃棄物処理施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(対象施設)

第 2 条 検討会議の対象となる施設は以下のとおりとする。

- (1) くりりんセンター
- (2) うめ〜るセンター美加登
- (3) 十勝リサイクルプラザ
- (4) 新中間処理施設
- (5) 新最終処分場
- (6) その他

(検討体制)

第 3 条 検討会議は、十勝管内 19 市町村のごみ担当課長等で組織する。

(会議)

第 4 条 検討会議は組合の事務局長が召集し、議長となる。

- 2 議長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 3 議長が必要と認めるときは、有識者等に出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
- 4 会議を開催したときは、開催概要を公開する。

(庶務)

第 5 条 検討会議の庶務は、くりりんセンターにおいて行う。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めのあるもののほか、検討会議に関して必要な事項は、別に定める。

(経過措置)

第 7 条 この要綱施行の際、現に新中間処理施設整備検討会議規約により組織する新中間処理施設整備検討会議は、引き続き一般廃棄物処理施設整備検討会議設置要綱の規定による一般廃棄物処理施設整備検討会議として組織するものとする。

附則

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。